

# 住宅手当緊急特別措置事業が実施しています

美祢市では 10 月 1 日より、離職された人で、就労能力・就労意欲がある人のうち、住宅を喪失された人又は喪失するおそれのある人に、住宅手当を支給しています。

## 1. 支給の対象となる人

市内にお住まいの離職された人で、下記の①～⑦の要件を全て満たす人。

- ① 2 年以内に離職された人
- ② 離職前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた人
- ③ 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所への求職申込みを行う人
- ④ 住宅を喪失している人又は喪失するおそれのある人（住宅を喪失するおそれのある人とは、⑤及び⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している人のこととなります。）
- ⑤ 原則として、収入のない人。ただし、臨時的な収入やその他の一時的な収入がある場合又は生計を一とする同居の親族の収入がある場合には、支給申請日の属する月におけるそれら収入見込額の合計が次の金額以下であることが条件となります。

区分	金額（月收入）
単身世帯	8.4 万円
複数世帯	17.2 万円
- ⑥ 生計を一とする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下である人

区分	金額
単身世帯	50 万円
複数世帯	100 万円
- ⑦ 国の住居喪失離職者等に対する雇用施策による貸付け又は給付（就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等）、地方自治体等が実施する類似の貸付け又は給付等を受けていない人

## 2. 就職活動について

支給期間中に、常用就職に向けてこの制度が定める就職活動を行ってください。

## 3. 住宅手当について

- ① 支給金額 上限 37,000 円
- ② 支給期間 最長 6 ヶ月
- ③ 支給方法 市が住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みます。

## 4. 持参をお願いする書類等

下記の書類等を持参してください。

- ① 本人確認書類 次の本人確認書類のいずれか  
運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、住民登録証明書、戸籍謄本等の写し
- ② 離職関係書類  
2 年以内に離職したことが確認できる書類の写し
- ③ 収入関係書類  
本人及び生計を一にしている同居の親族のうち収入がある人について収入が確認できる書類の写し
- ④ 預貯金関係書類  
本人及び生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し

## 5. 住宅手当の支給中止について

住宅手当の支給決定後、公共職業安定所での職業相談又は就労支援員による支援を受けることを怠る方につきましては、本手当の支給を中止する場合があります。

問合せ先  
市地域福祉課保護係【10番の窓口】  
☎0837⑤227

# 住宅ローン控除が変わります

## 対象者

平成 11 年から 18 年または、平成 21 年から 25 年までに入居した人で、所得税の住宅ローン控除の適用があり、住宅ローン控除額が所得税から控除しきれなかった人

## 控除額

次のいずれか小さい額を市県民税から控除します。

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額等に 0.05 を乗じた額（限度額は 97,500 円）

## 手続方法

入居 1 年目に所得税の住宅ローン控除の確定申告をしてください。2 年目以降は、給与所得のみで年末調整が済んでおり、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている場合は、手続きの必要はありません。

※平成 11 年から 18 年に入居した人は、これまでは「市県民税住宅借入金等特別税額控除申請書」の提出が必要でしたが、**今回より、原則として申告不要**になります。

※市県民税の住宅ローン控除は、申告をした翌年度からが対象となり、過去にさかのぼって控除することはできません。

問合せ先  
市税務課市民税係  
☎0837⑤234

# 年末年始のごみ・し尿収集・直接搬入について

## ◀ 収 集 ▶

□ は休み

		収集地区	12月 26日 土	27日 日	28日 月	29日 火	30日 水	31日 木	1月 1日 金	2日 土	3日 日	4日 月	5日 火	問合せ先
可燃物	美祢地域	月・木収集地区	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	—
		火・金収集地区	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	—
		水・土収集地区	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	—
	美東地域	大田・綾木地区	□	□	□	□	□	(※1)	□	□	□	(※2)	□	—
		赤郷・真長田地区	□	□	□	□	□	(※1)	□	□	□	□	□	—
	秋芳地域	全地区	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	—
不燃物	美祢地域	第4土曜収集地区	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	—
		第1月曜収集地区	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	—
	美東地域	全地区	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	—	
	秋芳地域	全地区	□	□	□	□	□	□	□	□	□	透明 ビン	—	
し尿	全地区	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	美祢清掃センター ☎0837②0613 野村商会 ☎0837②1480 秋芳ヘルス工業 ☎08376②1366	

し尿収集については、地区により収集業者が決まっていますので、各業者に問い合わせてください。

※1) 1月1日金収集を12月31日木収集に変更になります。

※2) 1月5日火収集を1月4日月収集に変更となります。

## ◀ 直接搬入 ▶

□ は休み

		搬入先	12月 26日 土	27日 日	28日 月	29日 火	30日 水	31日 木	1月 1日 金	2日 土	3日 日	4日 月	5日 火	問合せ先
可燃物	カスクリーンセンター	-----	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	☎0837⑥1306
	受付時間	~12:00	□	□	~16:30	~16:30	~16:30	□	□	□	□	~16:30	~16:30	
不燃物	美祢地域	リサイクルセンター	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	☎0837③0322
		受付時間	~16:00	□	~16:00	~16:00	~16:00	□	□	□	□	~16:00	~16:00	
	美東地域	不燃物最終処分場	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	☎08396②1139
		受付時間	□	□	~16:30	~16:30	~16:30	□	□	□	□	~16:30	~16:30	
秋芳地域	不燃物保管施設地	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	(有線) 5609	
	受付時間	□	□	□	□	~16:00	□	□	□	□	□	□		

不燃物は各地域の不燃物処理施設へ搬入してください。

問合せ先

市生活環境課 (☎0837③1090)、美東総合支所市民福祉課 (☎08396②5004)、  
秋芳総合支所市民福祉課 (☎0837⑥1910)